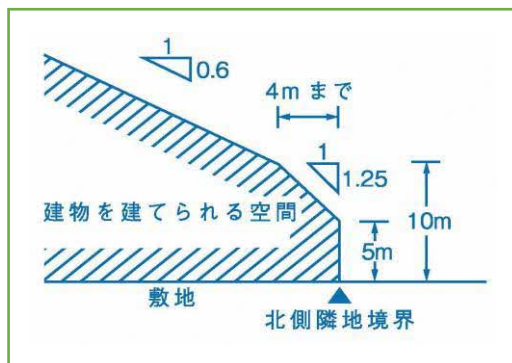


高度地区

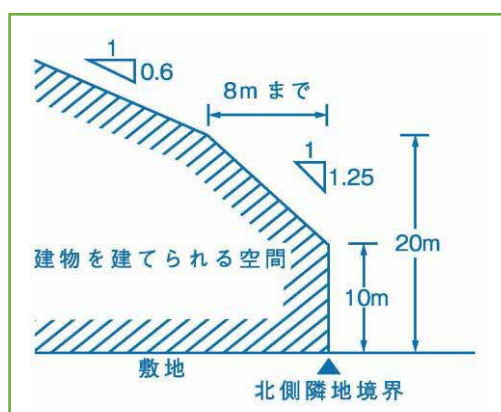
高度地区とは、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区です。

イ) 第一種高度地区



建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の 1.25 倍に 5 メートルを加えたもの以下、かつ、当該水平距離から 4 メートルを減じたものの 0.6 倍に 10 メートルを加えたもの以下とする。

ロ) 第二種高度地区



建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の 1.25 倍に 10 メートルを加えたもの以下、かつ、当該水平距離から 8 メートルを減じたものの 0.6 倍に 20 メートルを加えたもの以下とする。